

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(「建設リサイクル法」)
法第13条及び省令第7条に基づく書面について

令和7年9月
奄美市 契約・検査指導課

資材の有効活用および廃棄物の適正処理を推進するために制定された「建設リサイクル法」が、平成14年5月30日から本格施行されています。

この法律の第13条に基づき、対象工事については契約時に、分別解体等の方法や解体工事に要する費用等を記載した書面を取り交わし、契約当事者双方が記名押印することが義務付けられています。

これまで本市では統一的な様式を設けずに対応してきましたが、このたび契約書に添付する「(別紙)法第13条及び省令第7条に基づく書面」の様式を整備しましたので、お知らせいたします。

対象工事

特定建設資材(①コンクリート ②コンクリート及び鉄から成る建設資材 ③アスファルト・コンクリート ④木材の4種類) を用いた建築物等に係る解体工事又は特定建設資材を使用する新築工事で、一定規模以上のもの。規模については下表のとおりです。

工事の種類	規模
解体工事	延べ床面積 80㎡以上
新築・増築工事	延べ床面積 500㎡以上
修繕又は模様替え工事	請負金額 1億円以上
その他の工作物(土木工事等)	請負金額 500万円以上

※金額は税込み

手続き

対象工事となる場合には、従来ご提出いただいていたリサイクル説明書(要領様式第1号(法第12条、要領第3関係))に加え、別添の「(別紙)法第13条及び省令第7条に基づく書面」のご提出を契約日締結日までをお願いいたします。

※契約書の末尾に綴じ込む形にしますので、記名押印は不要です。

※電子契約の場合も同様です。契約書末尾に添付をお願いします。

適用

令和7年9月1日以降に契約をする工事より適用